

○昭和町農業振興地域農地保全助成金の支給に関する要綱

平成 22 年 3 月 31 日告示第 8 号

昭和町農業振興地域農地保全助成金の支給に関する要綱

(趣旨)

**第 1 条** 町内の農業振興地域の農地は、食料生産の機能以外に自然環境の形成や景観形成といった機能を併せ持つことから、耕作放棄地の解消と新たな耕作放棄地の発生を防止し、他の地域との調和のとれた快適な自然環境を形成するとともに農業の活性化を図ることを目的として農地保全助成金を交付するものとし、その交付に関しては、昭和町補助金等交付規則（昭和 49 年昭和町規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象農地)

**第 2 条** 助成の対象となる農地は、町内の農業振興地域内の耕作田とする。ただし、次に掲げる農地を除く。

- (1) 生産調整により転作された農地
- (2) 委託により耕作されている農地

(対象者)

**第 3 条** 助成の対象となる者は、町内に住所を有する者で、助成の対象となる年度の 6 月 1 日において、前条に規定する対象農地を 500 平方メートル以上所有する者とする。

- 2 小作農地、農用地利用集積計画等に基づく賃借権が設定された農地については、耕作する者とする。
- 3 助成対象者の属する世帯に納付すべき町税等の滞納者がいる場合は、対象としないものとする。

(助成金の額)

**第 4 条** 助成金の額は、対象農地 100 平方メートルにつき 800 円を乗じて得た額とし、8 万円を上限とする。ただし、算定した額に 100 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

**第 5 条** 規則第 4 条の申請書は、農地保全助成金申請書（様式第 1 号）とし、助成を希望する対象者は、毎年 7 月末日までに町長に申請するものとする。

(決定の通知)

**第6条** 規則第7条の規定による通知は、農地保全助成金決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(実績報告)

**第7条** 規則第12条の規定による報告は、農地保全助成金実績報告書（様式第3号）により行うものとする。

(額の確定)

**第8条** 規則第13条の規定による通知は、農地保全助成金確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(助成金の請求)

**第9条** 対象者は、前項の通知を受け取ったときは、農地保全助成金請求書（様式第5号）により、速やかに町長に助成金を請求するものとする。

(助成金の返還)

**第10条** 町長は、対象者が虚偽の申請若しくは不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は助成金の趣旨に反すると認めたときは、当該対象者に対し、助成金の返還を求めらるものとする。

## 附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則（平成23年10月3日告示第41号）

この告示は、公示の日から施行する。

## 附 則（平成25年6月20日告示第32号）

この告示は、公示の日から施行する。